

定額残業制と労働時間法制の実務

～1つでもルールを間違えると違法になる定額残業制
弁護士がわかりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会
（一社）品川労働基準協会・（一社）大田労働基準協会
（一社）新宿労働基準協会・（一社）池袋労働基準協会
向島労働基準協会

実際の時間外・休日労働の有無や長短にかかわらず、一定額の手当を毎月支給することで法定額の残業代を支給したとみなす定額(みなし)残業制を導入する企業が増えています。しかし、労使トラブルが少なからず発生し、労働基準監督署の行政指導や、裁判で残業代と認められないケースが増加しております。制度の導入手順や適確な運用など、実務のポイントを弁護士が解説します。

記

1 日時 平成28年9月9日（金）13：30～16：00（開場・受付は13：00～）

2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）

3 講師 中山達夫 弁護士（中山・男澤法律事務所）

4 内容

- ・定額(みなし)残業制度とは
- ・定額(みなし)残業制度は適法といえるか
- ・テックジャパン事件など判例解説
- ・事業場外みなし労働時間制、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制
- ・定額(みなし)残業制度の形態は
- ・定額(みなし)残業制度の設定、導入要件

5 受講料（消費税・資料代含む） 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円

6 定員 34名

7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内（到着から 9 月 2 日まで 2 週間ない場合は 9 月 2 日(金)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

- | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|--------|--------------|
| ・銀行名 | 三菱東京UFJ銀行田町支店 | ・口座番号 | 普通預金 0397963 |
| ・口座名義 | 一般社団法人 三田労働基準協会 | ・名義人住所 | 東京都港区芝 4-4-5 |
| ・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい（例0909 ○○カイシャ等） | | | |

③受講の取消：9月2日（金）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問合先 （一社）三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋、向島労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。